

太田市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第21号

太田市火災予防規則の一部を改正する規則

太田市火災予防規則（平成17年太田市規則第247号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号及び別表第1中「・乾燥設備」の次に「・簡易サウナ設備・一般」を加える。

様式第8号中

「給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・

ヒートポンプ冷暖房機・」

を

「給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・

一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。